（前のページより続き）
○令和七年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件（同一一八三）　二三五
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件（同一一八四）　二三九
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（同一一八五）　二四〇
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年七月分）、（令和六年度令和六年七月分）（財務省）　二四三

府　令

○内閣府令第八十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項、第二十三条第一項、第三十条の五第一項及び第三十条の八第一項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄